

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名 : 医療福祉推進課)

1 施設名		滋賀県立長寿社会福祉センター								
		敷地面積 施設構造	23,860.21m ² RC造（一部S造）							
2 施設の概要		延床面積 2階建								
		施設内容 (所在地) 滋賀県草津市笠山七丁目8-138 (設置目的) 明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図ること (設置年月) 平成5年8月								
		募集方法								
3 募 集 概 要	公募									
	募集要項配布期間		令和7年9月9日 ~ 令和7年10月8日							
	申請受付期間		令和7年9月9日 ~ 令和7年10月8日							
募 集 内 容	指定期間		令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日（5年間）							
	管理業務内容		(1) 高齢者の健康と生きがいづくりを推進するための学習機会の提供 (2) 社会福祉に関する研修および講座の開催ならびに人材の養成 (3) 社会福祉に関する情報および資料の収集および提供ならびに相談 (4) 長寿社会づくりに関する調査および研究 (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (6) センターの施設、設備および備品の維持管理に関する業務 (7) (1)~(6)のほか知事が必要と認める業務							
	管理料参考額		530,997,000円（消費税および地方消費税を含む。）							
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県草津市笠山七丁目8-138</td> <td style="text-align: center;">社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> </tr> </tbody> </table>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在	名称	滋賀県草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在	名称									
滋賀県草津市笠山七丁目8-138	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会									
		合計 1者								
5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果		審査方式 滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会において、申請書類の内容について、申請者の概要説明および質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。								
5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果	選定委員会委員 (健康医療 福祉部会) *部会長 (50音順、敬称略)		青木 雅子（（公社）認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表） 植松 潤治（滋賀県障害児者と父母の会連合会会长） *浦坂 純子（同志社大学社会学部教授） 四宮 健多（公認会計士） 横畠 俊介（弁護士）							
	審査基準		別紙参照							
審査経過		第1回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年7月18日 (内 容) 指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回滋賀県指定管理者等選定委員会健康医療福祉部会 (開催日) 令和7年10月24日 (内 容) 申請者からの申請概要説明、候補者の選定								

審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会																																	
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準 1</th><th>選定基準 2</th><th>選定基準 3</th><th>選定基準 4</th><th>選定基準 5</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td><td>3.8/5</td><td>28.12/40</td><td>16.2/25</td><td>17.72/25</td><td>2.5/5</td><td>68.34/100</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td><td>68.7</td><td>73.1</td><td>61.9</td><td>75.1</td><td>62.9</td><td>341.7</td><td>68.34</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td><td>530,997,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に發揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力等の基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】</p> <p>(委員) レイカディア大学について、定員を上回る応募が続いていることは評価できるが、入学辞退や中途退学等の状況を踏まえ、定員を超える柔軟な受入れや入学選考の在り方についても検討されたい。</p> <p>(委員) 申請者の収支決算書からは、十分な資力があり、経理的基盤については問題ないと判断できる。</p> <p>(委員) 今後、人件費の高騰等により、安定的な運営が可能となる人員体制が継続できるかは懸念される。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定了。</p>	申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合計	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	3.8/5	28.12/40	16.2/25	17.72/25	2.5/5	68.34/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	68.7	73.1	61.9	75.1	62.9	341.7	68.34	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
申請者	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	選定基準 5	合計																													
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	3.8/5	28.12/40	16.2/25	17.72/25	2.5/5	68.34/100																													
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																												
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	68.7	73.1	61.9	75.1	62.9	341.7	68.34																												
申請者	提示額																																		
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	530,997,000円																																		

※参考資料として、指定管理者の候補者となった団体の概要がわかる資料(団体概要書)を添付して下さい。

別紙 滋賀県立長寿社会福祉センターの審査の基準

選定基準 (条例第11条第2項)	審 査 項 目	審 査 内 容	確認する書類	配点	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか ・特定施設の使用承認の手続きの公平性が確保されているか ・利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか	・事業計画書 (基本方針) (実施計画)	5	5
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させることのできるものであること (2号)	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	・事業計画書 (基本方針) (実施計画) (管理運営体制)	5	40
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か ・社会参加や地域における担い手としての活動等につながることが期待される取組内容か ・地域活動を行う各種団体等との連携が図られているか ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か	・収支計画書 ・付属資料	10	
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・利用者等からの苦情処理対応は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか ・実施事業について、施設の特色を生かした質の高いサービスを提供し、令和8年度から円滑に実施可能であるか		10	
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して専門的技術を確保できているか		8	
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される魅力的な提案であるか ・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか		2	
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること (3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか ・具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか	・事業計画書 ・収支計画書	15 10	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること (4号)	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか	・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	4	4
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か			

	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 ・施設の運営実績 ・人権への配慮 ・その他適切な管理を行うための能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財務状況は健全か ・金融機関、出資者等の支援体制は充分か ・類似施設を良好に運営した実績はあるか ・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働く職場づくりへの配慮がなされているか ・人権等に配慮した施設運営が可能か ・個人情報の保護や情報公開の対応、体制は適切か ・環境への配慮がなされているか ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か 	・事業計画書	4	25
				4	
				5	
				4	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか	・定款	2.5	5
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること。	・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証県発行の写し	0.5	
		・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し	0.5	
		・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	0.5	
		・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている、または障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書	0.5	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること。	・認証通知の写し	0.5	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・認証証・登録証の写し	0.5	
			合計	100	100

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。